

インボイス制度 チェックリスト

【2023年10月1日までに取り組むこと】

No.	チェック	内 容
① 登録申請・手続き		
1	<input type="checkbox"/>	自社が適格請求書発行事業者に登録する必要があるかどうか検討しましたか
2	<input type="checkbox"/>	適格請求書発行事業者の登録申請手続きは行いましたか（2023年9月30日までに登録必要）
3	<input type="checkbox"/>	国税庁の適格請求書発行事業者公表サイトに自社の情報が公開されているか確認しましたか
② 売り手への対応 インボイス発行義務		
4	<input type="checkbox"/>	自社が発行する書類のうちインボイスにする書類を確定しましたか
5	<input type="checkbox"/>	適格請求書に宛名、自社名、日付、品名、金額の記載される事項以外に「登録番号」「適用税率(8%,10%)」「税率ごとの消費税額」を追加しましたか 手書きでもOK
6	<input type="checkbox"/>	消費税額の端数処理は一のインボイスにつき税率ごとに1回とするよう修正しましたか
7	<input type="checkbox"/>	適格返還請求書の対象となる取引（値引等）を整理しましたか （返品や値引等の「税込価額」が1万円未満ならば適格返還請求書の交付義務免除）
8	<input type="checkbox"/>	自社が発行するインボイスの写しの保存方法を確定していますか
9	<input type="checkbox"/>	PDFの請求書等を交付する場合、電子取引データの電子保存義務化に対応できていますか
10	<input type="checkbox"/>	賃貸収入などの継続的な取引（都度請求書や領収書を交付しない取引）について契約書等の見直しを行いましたか また不足情報について通知を行いましたか
③ 買い手、仕入、購買での対応 インボイス保存義務（帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件）		
11	<input type="checkbox"/>	取引先が適格請求書発行事業者であるか否かの確認をしましたか
12	<input type="checkbox"/>	受取インボイスの対象となる証憑（領収書・請求書・納品書等）の確認はしましたか
13	<input type="checkbox"/>	適格請求書を発行しない仕入先を把握していますか
14	<input type="checkbox"/>	支払額より振込手数料を差し引く場合、その取り扱いについて相手先に確認してありますか
15	<input type="checkbox"/>	支払家賃など継続的（都度請求書や領収書が交付されない）取引について契約書等の見直しを行いましたか
16	<input type="checkbox"/>	インターネットを通じて購入時の領収書等（インボイス）のダウンロードと保存方法の確認はできていますか
④ 経過措置などの確認		
17	<input type="checkbox"/>	「基準期間の課税売上高が1億以下の事業者」は「税込1万円未満の課税仕入」は適格請求書がなくても一定の事項を記載した帳簿保存のみで仕入税額控除ができると理解していますか（令和11年9月30日まで）
18	<input type="checkbox"/>	一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められるものの対象取引を理解していますか（9つあり）
19	<input type="checkbox"/>	インボイス制度の導入から6年間は免税事業者からの課税仕入であっても仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できると理解していますか（80%、50%、控除不可）
会計業務の見直し		
20	<input type="checkbox"/>	インボイス制度を機に免税事業者から適格請求書登録事業者になった場合、仕入控除税額の計算方法一般課税、簡易課税、2割特例、を検討しましたか
21	<input type="checkbox"/>	従業員とインボイス制度に関する内容が共有できていますか
22	<input type="checkbox"/>	会計ソフトがインボイス制度に対応予定か確認しましたか

【2023年10月1日～制度開始後】

No.	チェック	内 容
① 売り手への対応 インボイス発行義務		
1	<input type="checkbox"/>	適格請求書に記載すべき要件が全て記載されていますか
2	<input type="checkbox"/>	適格返還請求書に記載すべき要件が全て記載されていますか
3	<input type="checkbox"/>	自社が発行するインボイスの写しの保存ができていますか
4	<input type="checkbox"/>	支払通知書等の交付を受け、適格請求書として取扱う場合、適格請求書の要件を満たしているか確認しましたか
② 買い手・仕入、購買での対応 インボイス保存義務（帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件）		
5	<input type="checkbox"/>	取引先が発行する請求書の記載項目がインボイスの要件を満たしていますか
6	<input type="checkbox"/>	支払家賃など継続的（都度請求書や領収書が交付されない）取引について、適格請求書の記載事項の一部が記載された契約書等と通帳（取引年月日の事実を示すもの）を合わせて保存できていますか
7	<input type="checkbox"/>	棚卸資産の内、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの有無の確認ができていますか また対象棚卸資産がある場合、控除できない消費税額を取得価格として処理されていますか
8	<input type="checkbox"/>	インターネットを通じて購入時の領収書等（インボイス）のダウンロードと保存ができていますか
9	<input type="checkbox"/>	電気料など電子で受領したものの請求書・領収書・利用明細等を保存できていますか
10	<input type="checkbox"/>	カード支払の領収書のインボイスも全て保存できていますか
11	<input type="checkbox"/>	仕入明細書の発行を自社で行っている場合、取引先にインボイスの要件含め内容を確認してもらっていますか
③ 会計業務		
12	<input type="checkbox"/>	帳簿のみの保存で仕入税額控除の適用を受ける場合、帳簿へ一定の記載事項が記載されていることを確認していますか

令和5年10月以降のご案内

建物賃貸借契約と併せて本書の保管をお願いします。

登録番号

T														
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

〇〇年〇〇月〇〇日に締結いたしました不動産賃貸契約書につきまして、本制度に対応すべく、上記登録番号とともに、以下を追記致しますことを通知申し上げます。

・賃料（土地部分）

月額 _____ 円（消費税非課税）

・賃料（建物・施設部分）

月額 _____ 円（うち、消費税 _____ 円） 適用税率 10%

住 所： _____

氏 名： _____

連絡先： _____



令和●年●月吉日

各位

●●株式会社
●●部

インボイス制度開始に伴う
適格請求書発行事業者登録番号のご案内とお願い

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年10月1日より、「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が始まります。「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」導入後は、消費税の仕入税額控除の適用を受けるために、適格請求書発行事業者が発行した適格請求書（インボイス）の保存が必要となります。

これに伴い、当社が発行する適格請求書（インボイス）に記載する適格請求書発行事業者登録番号をご案内します。

また、貴社の適格請求書発行事業者登録番号について、別紙に必要事項をご記入の上、ご提出くださいますようお願い致します。

何卒、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

敬具

1. 当社の適格請求書発行事業者登録番号のご案内

T99999999999999

2. 貴社の適格請求書発行事業者登録番号に関するお願い

別紙に必要事項をご記入の上、●年●月●日までにご提出をお願いします。

なお、適格請求書発行事業者の登録予定のない場合も、別紙記載のチェックボックスにチェックの上、ご提出をお願いします。

(□適格請求書発行事業者の登録の予定はございません)

【本件に関する問い合わせ先】

●●株式会社 ●●部 担当：●●

電話番号 : 000-0000-0000

メールアドレス :

※なお、適格請求書等保存方式（インボイス制度）については、国税庁ホームページをご確認ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

●●株式会社
●●部 ●●宛

返信先 FAX番号 :
メールアドレス :

月 日

適格請求書発行事業者登録番号の案内

- 適格請求書発行事業者登録番号は、以下のとおりです。

適格請求書発行事業者 登録番号	
--------------------	--

- 適格請求書発行事業者の登録の予定はありません。

住所 _____
会社名 _____
部署名 _____
担当者名 _____
連絡先 _____

これさえすれば完璧！ インボイスやることリスト

インボイス制度は、2023年10月1日から開始される予定です。
課税事業者である中小企業が、インボイス制度開始までに準備すること、
また、開始後にやるべきことのポイントをまとめます。

1 インボイス制度の基本を理解する

インボイス制度を理解する

インボイス制度とは、消費税の仕入税額控除に関する新しいルールのことです。また、インボイスとは、適格請求書等のことであり、原則として交付された適格請求書等を保存しておかなければ、仕入税額控除が受けられなくなります。まず、このインボイス制度の仕組みを正しく理解しておきましょう。

「売り手」（請求書発行側）と「買い手」（請求書受領側）の違いを理解する

インボイス制度への対応には、製品・サービスを販売して請求書等を発行する「売り手」の立場としてのものと、製品・サービスを購入（仕入）して請求書等を受領する「買い手」の立場としてのものがあります。

2 売り手としてやること（顧客への対応）

自らが適格請求書発行事業者に登録する必要があるかどうかを検討・確認する

売り手としての立場で考えることは、適格請求書等の発行が必要かどうかです。

インボイス制度では、適格請求書発行事業者として事業しないと、適格請求書等を発行できません。登録は義務ではありませんので、まず自社は登録したほうがいいのかどうかを検討します。

それを判断する基準は、「自社の製品・サービスを購入してくれる顧客が、適格請求書等を受領して仕入税額控除をする必要があるかどうか」という点です。B to Bビジネスであるなら、納品先企業と相談するとよいでしょう。

一般的な判断基準を要約すると、以下になります（例外はあります）。

ほとんどのB to B事業	顧客企業は適格請求書等を必要とする。ただし、顧客が消費税非課税事業者（医療法人、宗教法人等）の場合、例外もありうる
B to B事業で、顧客企業が消費税の簡易課税制度を採用している場合	簡易課税事業者は適格請求書の保存を必要としないので、適格請求書等を求められないこともある
ほとんどのB to C事業	顧客消費者は適格請求書等を必要としない。ただし、消費財を法人需要で購入する場合、適格請求書（レシート）等が求められることもある

適格請求書を発行したい場合、登録して登録番号を取得する

自社で適格請求書等を発行したい場合は、所轄税務署へ「適格請求書発行事業者」として登録をする必要があります。

登録は、e-Taxまたは、紙の書面を提出します。登録審査に通って受理されると、税務署から通知書が届き登録番号が与えられます。また国税庁Webサイトで、法人名、登録番号などが公表されます。

登録スケジュールを確認する

インボイス制度の開始は2023年10月1日からの予定です。その日から適格請求書を発行するには、2023年9月30日までに適格請求書発行事業者としての登録を受ける必要があります。

ちなみに、国税庁が発表しているデータによりますと、2023年1月現在、登録書類提出から登録されるまでの期間は、e-Tax提出の場合で約3週間、書面提出の場合で約2か月となっています。制度スタートの2023年10月1日から、適格請求書発行をおこないたい場合、時間に余裕を持った登録申請が必要です。



発行する適格請求書等の種類を確認し、フォーマットを用意する

適格請求書発行事業者として登録して、10月1日にインボイス制度が開始された後は、請求書等を必要な事項が記載された適格請求書にしなければなりません。

適格請求書は、宛名、自社名、品名、日付、金額など、通常請求書に記載される事項以外に、下記の事項が記載されていなければなりません。

- ・ 適格請求書発行事業者登録番号
- ・ 適用税率(8%、10%)
- ・ 税率区分ごとの消費税額

適格請求書の様式自体には、法令等での定めはありません。取引先に上記の事項が伝わるものであれば、「請求書、納品書、領収書、レシート等」、名称は問われません。手書きでもOKです。

また、適格請求書発行事業者が、「不特定かつ多数の者」を顧客とする「小売業、飲食店業、写真業、旅行業、タクシー業」等の場合は、若干シンプルになった「適格簡易請求書」の発行でもよいこととされています。

これまで、適用税率や消費税額等を記載した請求書を発行していたのであれば、そこに「登録番号」を追記する欄を設けて記載するだけでも大丈夫です。

【適格請求書及び適格簡易請求書の記載事項】(赤字は区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。)

適格請求書	適格簡易請求書
<ol style="list-style-type: none"> ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 ② 課税資産の譲渡等を行った年月日 ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨) ④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率 ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等 ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称 	<ol style="list-style-type: none"> ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 ② 課税資産の譲渡等を行った年月日 ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨) ④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額 ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率

参考：国税庁「適格請求書等保存方式(インボイス制度)の手引き 2022」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022009-090.pdf>

企業によっては、月締めの請求書ではなく、取引の都度、納品書を交付している場合もあります。その場合、月締め請求書ではなく、納品書に上記の情報を記載すれば問題ありません。月締め請求書、都度納品書のどちらかに登録番号などが記載されていればよいということです。

改正電子帳簿保存法を見据えて、請求書発行システム等の確認、見直しをする

適格請求書等の記載・発行が、現行の請求書システムのアップデートで対応できるのかどうかを確認し、必要に応じてシステムを更新します。

また、適格請求書の発行者は、その控えを7年間保存しなければなりません。2024年1月から、改正電子帳簿保存法による電子保存の義務化もスタートすることから、請求書発行システムの更新などを検討する場合は、電子保存に対応したシステムも検討しましょう。



<https://smb.ricoh.co.jp/>

3 買い手としてやること(仕入・購買での対応)

仕入先等が、適格請求書発行事業者かどうかを確認する

仕入や外注、購買など(以下「仕入等」といいます)をした際には、相手が交付する請求書や納品書を受領し、記載された消費税込みの金額を支払います。

インボイス制度開始後は、それらの請求書等が、適格請求書等でないと、消費税を支払っても仕入税額控除が受けられなくなります。つまり、適格請求書発行事業者以外(免税事業者等)からの仕入や購買をすると、自社が余分な消費税の納税を負担しなければならないこととなります(一定期間の経過措置があります)。

そのため、現在付き合いのある仕入先等が、2023年10月1日以降に、適格請求書を発行できる登録事業者になっているかどうか、また今後登録する予定があるのかなどを、制度開始前に確認し、リスト化しておきましょう。

経過措置、特例制度を確認する

仕入税額控除については、激変緩和措置として、経過措置や特例制度が設けられています。これらを確認・把握しておきましょう。

免税事業者等からの課税仕入に係る経過措置

インボイス制度開始後、6年間は、免税事業者等からの適格請求書がない課税仕入についても、一定割合を仕入税額として控除できる経過措置です。控除可能な割合は次の通りです。

2023年10月1日から2026年9月30日まで：仕入税額相当額の80%
2026年10月1日から2029年9月30日まで：仕入税額相当額の50%

適格請求書等保存方式における特例

課税仕入であっても、「3万円未満の公共交通機関による旅客の運送」などでは適格請求書の交付義務が免除される特例です。

1万円未満の課税仕入れの特例

インボイス制度開始から6年間、一定の条件に該当する事業者は、1万円未満の課税仕入については、適格請求書がなくても帳簿のみで仕入税額控除ができるという特例です。

適格請求書等を発行しない仕入先への対応を検討する

仕入先等が適格請求書を発行しない場合にどうするか、上記の特例も踏まえた上で、今後の対応について検討します。

例えば、仕入先等が免税事業者の場合には、課税事業者となって適格請求書を発行してもらいたい旨を伝えるといったことです。また、「免税事業者等からの課税仕入に係る経過措置」により、80%の仕入税額控除が認められる2026年9月30日までに、登録事業者になり適格請求書等を発行してもらうよう促すといった対応も考えられます。

仕入先への相談や協議等をおこなう際の留意点を確認する

インボイス制度の実施を契機として仕入先である免税事業者等との取引について、取引条件を見直したりする場合、独占禁止法、下請法、建設業法などに抵触しないよう、十分な配慮が必要です。くわしくは、公正取引委員会Webサイト等をご確認ください。

https://www.jftc.go.jp/dk/quideline/unyokijun/invoice_qanda.html

受領した請求書などの保存方法の確認する

受領した請求書は7年間の保存義務があります。登録番号のない従来通りの請求書と、適格請求書とを分類、整理して保管できるようにしましょう。

2024年1月からスタートする、改正電子帳簿保存法にあわせて、電子保存が可能なスキャナやシステムを導入することも検討しましょう。

自社が簡易課税制度を選択している場合の対応

簡易課税制度とは、仕入税額控除に際して、実際の仕入税額にかかわらず、業種ごとに定められた一律の割合で仕入税額を計算する制度です。仕入税額控除においては、仕入税額を計算する必要がないため、適格請求書を受領し、保存する必要ありません。

経営革新のための業種事例 中小企業応援サイト

「中小企業応援サイト」は、全国の経営者の方々に向け、事例やコラムなどのお役立ち情報を発信するメディアサイトです。



中小企業応援サイト

smb.ricoh.co.jp

メールマガジンを登録する



事務所通信

消費税インボイス制度特集号

令和5年10月いよいよスタート!

全社員で
情報共有!

仕入インボイスを (請求書・領収書等) 受け取るときの注意点



Ⅳ 制度開始までにやるべきこと

1 取引先と一緒に最終準備！

①現在、取引先から受け取っている書類の種類・受取方法（紙 or 電子）を確認する	対応中 <input type="checkbox"/>	終了予定日 年 月 日	済 <input type="checkbox"/>
②取引先のインボイス制度対応状況をヒアリングし、適格請求書発行事業者となる取引先を確認する	<input type="checkbox"/>	年 月 日	<input type="checkbox"/>
③取引先の適格請求書発行事業者登録番号を教えてください／国税庁の「適格請求書発行事業者公表サイト」で確認する	<input type="checkbox"/>	年 月 日	<input type="checkbox"/>
④取引先と何をインボイスにするのか打ち合わせ、受取方法（紙 or 電子）を確認する	<input type="checkbox"/>	年 月 日	<input type="checkbox"/>
⑤取引先から受け取るインボイスの様式（仕入明細書等を自社で作成している場合は、その様式と確認書類）を確認する	<input type="checkbox"/>	年 月 日	<input type="checkbox"/>
記載項目が不足している場合には是正を依頼する	<input type="checkbox"/>	年 月 日	<input type="checkbox"/>

2 取引先(免税事業者等*)への対応 *未登録の課税事業者を含む

①免税事業者等である取引先の意向を最終確認する	対応中 <input type="checkbox"/>	終了予定日 年 月 日	済 <input type="checkbox"/>
②免税事業者等からの仕入等の対応方法を確認する	<input type="checkbox"/>	年 月 日	<input type="checkbox"/>
③免税事業者等との取引金額を確認する	<input type="checkbox"/>	年 月 日	<input type="checkbox"/>

3 社内で最終確認！

①インボイス制度に対応したソフトのテストを行う	対応中 <input type="checkbox"/>	終了予定日 年 月 日	済 <input type="checkbox"/>
②仕入インボイスからの仕訳計上の方法とタイミングを確定する	<input type="checkbox"/>	年 月 日	<input type="checkbox"/>
③自社の課税仕入取引の内容と書類のフロー、その支払方法を確認する	<input type="checkbox"/>	年 月 日	<input type="checkbox"/>
④取引先の適格請求書発行事業者の登録番号を確認する	<input type="checkbox"/>	年 月 日	<input type="checkbox"/>
⑤受け取ったインボイスの保存方法を決定する	<input type="checkbox"/>	年 月 日	<input type="checkbox"/>
⑥上記①～⑤を踏まえ、従業員へ研修等を行い、仕入インボイスの対応方法を周知する	<input type="checkbox"/>	年 月 日	<input type="checkbox"/>

付録資料(社員の皆様向けセルフチェックシート)を活用して、仕入インボイスの対応方法を社内で周知しましょう！

経理に
書類を回す
前に！

その書類は「インボイス」？ セルフチェックシート

取引先から請求書等を受け取った時、備品を購入した時などに受け取った書類がインボイス*の要件を満たしているか、経理に書類を回す前に、記載事項をすぐに確認しましょう。

A 請求書 (1枚でインボイスに該当する適格請求書)

YES NO

⑥ 請求書 (株)〇〇御中 11月分 131,200円

△△商事(株) 登録番号 T012345...

××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 ※	5,000円
11/1	豚肉 ※	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
⋮	⋮	⋮
合計	120,000円	消費税 11,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円

※ 軽減税率対象

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号(T+13桁の数字)は記載されていますか？ YES NO
- ② 取引年月日は記載されていますか？ YES NO
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目はその旨)は記載されていますか？ YES NO
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率は記載されていますか？ YES NO
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等(端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回)は正確に記載されていますか？ YES NO
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称(あなたの会社名)は正確に記載されていますか？ YES NO

B 「レシート」類 (不特定多数の者を相手に事業を行う小売業、飲食業、タクシー業等が発行可能な簡易インボイス)

YES NO

スーパー〇〇 東京都..... 登録番号 T123456...

××年11月30日

領収書

ヨーグルト※	1	¥108
カップラーメン※	1	¥216
ペットフード	1	¥550
合計		¥874
8%対象		¥324 (内消費税額 ¥24)
10%対象		¥550 (内消費税額 ¥50)
お預かり		¥1,000
お釣		¥126

※ 軽減税率対象

..... 適用税率又は消費税額等のどちらかを記載
※ 両方記載することも可能

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号(T+13桁の数字)は記載されていますか？ YES NO
- ② 取引年月日は記載されていますか？ YES NO
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目はその旨)は記載されていますか？ YES NO
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)は記載されていますか？ YES NO
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等(端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回)又は適用税率*は正確に記載されていますか？ YES NO
※ 両方記載することも可能

A・Bいずれも国税庁「適格請求書等保存方式(インボイス制度)の手引き」(令和4年9月版)を基に作成



1つでも「NO」があったら……すぐに再発行を依頼！

インボイスを受け取った側が修正・追記等を行うことはできません。もしも記載事項に不備があった場合は、ただちにそのインボイスを発行した取引先に対して、修正・再発行を依頼しましょう。万が一受け取ったインボイスに不備があった場合でも自社の経費精算・支払処理の締日に十分に間に合うよう、受け取ったらすぐに確認する習慣をつけましょう。

*インボイスとは、消費税法で定められる要件を備えた「適格請求書等」のことです。インボイスを発行できるのは、国税庁に登録された適格請求書発行事業者に限られます。

ギモン別 こんなときどうすればいいの？

ギモン1 インボイスが発行されない個人飲食店等 (免税事業者) から領収書を受け取ったら？

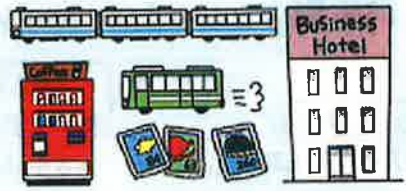
A 「インボイスではない」旨を記載した付箋をつけて、**経理処理**に回しましょう。



ギモン2 「インボイスが交付されない取引」って何？ どうすればいいの？

A 次の取引に該当するものは、これまで通りインボイスなしで**経理処理**に回してOKです！

- 3万円未満の公共交通機関 (鉄道、バス、船舶) の運賃
- 3万円未満の自動販売機での購入
- 郵便切手を対価とする郵便サービス (郵便ポストに差し出されたものに限る)
- 通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等
- 簡易インボイスの記載事項 (取引年月日を除く) を満たす入場券等 (使用の際に回収されるもの)



ギモン3 コインパーキングを利用したときは？

A まず、発行されたレシート (簡易インボイスに該当するもの) を受け取りましょう。その後、本リーフレット表面「B」の記載事項を確認し、**経理処理**に回しましょう。



ギモン4 会社で使用する備品をクレジットカードで購入したときはどうすればいい？

A 利用店舗から受け取った領収書・レシート等が必要です。まず、「登録番号」があるかどうかを**チェック**しましょう！



利用店舗から受け取った領収書・レシート等に、登録番号 (T+13桁の数字) の記載はありますか？	YES →	リーフレット表面の記載事項を チェック してから、利用店舗から受け取った領収書・レシート等の書類のすべてを 経理処理 に回しましょう
	NO →	利用店舗から受け取った領収書・レシート等に「インボイスではない」旨を記載した付箋をつけて、 経理処理 に回しましょう

経理からのお知らせ